

第4章 施策の内容と事業

基本目標 I

男女共同参画の意識を高め合うまちづくり

| 成果指標 | 現状値 (H30 年度) | 目標値 |
|---|-----------------|-------|
| 1 【市民意識調査】社会全体として（男女の地位が）平等であると感じる人の割合 | 11.8% | 50.0% |
| 2 人権尊重に関する啓発事業の回数 | 4 回 | 5 回 |
| 3 【市民意識調査】学校教育の場において（男女の地位が）平等であると感じる人の割合 | 52.1% | 70.0% |
| 4 男女共同参画に関するセミナー、講座の実施回数 | 2 回 | 4 回 |

男女共同参画社会の実現のためには、人権の視点が何よりも重要なものになります。幼児期からの意識づくりは重要であり、学校教育の場だけでなく家庭や地域における大人のあり方や考え方も、子どもたちに強い影響を与えます。

本市の「市民意識調査」において、社会全体で男女の地位が平等であると感じている市民の割合は 1 割程度と非常に低くなっています。

わたしたちの日々の生活の中には、社会慣習に根ざした固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行が依然として強く残っており、社会における様々な場面で男女間の不平等を感じることが多いのが現状です。

固定的な役割分担意識に基づく偏見や習慣は、個人の能力の發揮や生き方の選択の幅を狭めており、互いにその個性を認めて理解し合い、すべての人が自分らしく生きるためにあらゆる場面での様々な啓発事業や学習・教育活動を推進し、一人ひとりの人権意識を高めることが必要です。

1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発

施策の方向

●固定的な性別役割分担をなくすための広報・啓発の充実

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|-----------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 広報・ホームページ等による啓発の充実 | 市広報やホームページ等に、男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。 | 総合政策課 |
| 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供 | 男女共同参画に関する図書、視聴覚教材、資料等を整備し意識の高揚を図ります。 | 総合政策課 生涯学習課 図書館 |

2. 男女の人権尊重意識の醸成

施策の方向

●人権尊重に関する啓発の強化

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|------------------|
| 男女の人権を尊重する意識の醸成 | 人権尊重の意識を高めるため、講演会や街頭啓発等、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。 | 総合政策課 地域福祉高齢課 |
| L G B T 等に関する理解の促進及び情報提供 | L G B T (性的少数者) 等に関する正しい情報を提供し、当事者が偏見や差別を受けることなく、だれもが自由に生き方を選択できる社会の実現に努めます。 | 総合政策課 地域福祉高齢課 |
| 人権相談の実施 | 専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な支援を受けられるよう取り組みます。 | 地域福祉高齢課 |

3. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進

施策の方向

●保育・教育における男女共同参画の推進

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|--|---|---------------------------------------|
| 保育士・幼稚園教諭・ 教育関係者 の男女共同参画に関する理解の促進 | 男女共同参画の視点に立って保育・幼児教育を推進できるよう、研修等を通して意識の向上を図ります。 | 教育総務課 学校教育課 幼児支援課 幼稚園 保育所 |
| 男女共同参画の視点に立った保育・教育活動の推進 | 男女共同参画や人権尊重の視点に立ち、保育・教育活動及び教材・資料等の選定について配慮を行い、固定的役割分担意識を容認しないよう配慮します。 | 教育総務課 学校教育課 幼児支援課 幼稚園 保育所 |
| 保護者に対する意識啓発の推進 | 子どもの成長に応じて親が学びあう学習機会の充実を図るとともに、PTA等の保護者による活動を通じ、男女双方の参加促進を図ります。 | 教育総務課 学校教育課 幼児支援課 生涯学習課 |

●男女共同参画に関する学習機会の充実

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|------------------------------------|--|----------------|
| 生涯にわたる学習機会の充実 | 男女が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できるよう、多様化・高度化した学習需要に対応する生涯を通じた学習機会を提供します。 | 総合政策課 生涯学習課 |
| 男女共同参画に関するセミナー、講座の開催または情報提供 | 家庭や地域で男女平等意識を育むために、セミナーや講座を実施し、男女共同参画の理解を深める機会を提供します。 | 総合政策課 |

基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり【瑞穂市女性活躍推進計画】

| 成果指標 | 現状値 (H30 年度) | 目標値 |
|---|-----------------|-------|
| 5 審議会等の委員における女性の割合 | 22.9% | 40.0% |
| 6 保育施設待機児童数 | 0 人 | 0 人 |
| 7 【市民意識調査】「職場において」(男女の地位が)平等であると感じる人の割合 | 22.9% | 50.0% |
| 8 男女共同参画に関する事業の参加事業所数 | 20 社 | 40 社 |

男女共同参画社会においては、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要です。女性の政策・方針決定過程への参画はこれからの社会づくり、まちづくりに大変重要な意味を持ちます。

現在、本市における女性の管理職、市民の代表である市議会議員、自治会長、あるいは審議会等における女性の割合は、低い状況にあります。これは男性だけでなく、女性にも固定的性別役割分担意識が根強くあるためであると考えられます。今後は、市をはじめ、地域活動や企業等においても、企画立案から男女が共同して参画することの重要性について啓発及び人材育成を積極的に進める環境を整備していくなければなりません。

また、働くことは、人々が生きていくうえでの経済的基盤であると同時に、人生を豊かに生きるために自己実現の場でもあり、さらには社会貢献の場でもあることから、男女共同参画社会の実現にとって、雇用の分野は極めて重要な意味をもっています。しかし、本市の「市民意識調査」において、職場において男女の地位が不平等であると感じている市民は半数以上にのぼっており、職場における男女格差の是正が急がれます。

女性労働者が性により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な働き方に応じた適切な労働条件が確保される職場づくりを事業者に働きかけるとともに、女性の再就職や起業支援を行うことも必要です。また、男女がともに、家庭における役割と責任を担うことができるよう、就業形態の見直しや、仕事と家庭の両立のための制度の充実に取り組むことも必要です。

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策の方向

●政策・方針決定過程への女性の参画の促進

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|------------------|
| 行政における審議会等委員への女性の積極的登用の促進 | 女性委員登用状況の定期的な調査を実施し、女性委員がない審議会等の解消に努めます。また、女性委員比率の向上と委員公募制の積極的導入に努め、審議会等へ意欲のある人の参画を促します。 | 総合政策課 |
| 行政における女性職員の採用・登用の促進 | 庁内において、現状の職務分担を見直し、職場や職種等において男女の比率が大きく偏らないような、配置、職域拡大を進めます。また、女性管理職の登用拡大を図ります。 | 総務課 |
| 企業、団体等の意思決定過程における女性の参画 | 企業や団体等に向けてポジティブ・アクション等についての情報提供やセミナー等を実施し、女性登用や人材活用の促進を働きかけます。 | 総合政策課 商工農政観光課 |

2. 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

●仕事と家庭生活の両立に向けた啓発の推進と支援

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|------------------|
| 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実 | 育児・介護休業制度についての情報提供と普及に努めます。 | 総合政策課 |
| 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。また、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。 | 総合政策課 |
| 企業等へのワーク・ライフ・バランスの推進 | 企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する先進的な取り組み事例や必要性等に関する情報提供と理解普及に努め、両立支援に向けた企業等の取り組みを促進します。また、育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの整備促進について働きかけます。 | 総合政策課 商工農政観光課 |
| 保育施設待機児童の解消 | 仕事と子育て等の両立支援の一環として、待機児童が発生しないよう、計画的に保育所定員について拡充しています。 | 教育総務課 幼児支援課 |
| 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実 | 低年齢時中途入所、延長保育、一時保育、障がい児保育、病後児保育等の充実を図ります。 | 教育総務課 幼児支援課 |

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|----------------------|---|----------------|
| 子育て相談の充実 | 子育て家庭の不安解消のため、男女共同参画の視点に配慮した子育て親子の交流や相談の場づくりを支援し、地域における子育て支援環境の充実を図ります。 | 健康推進課 幼児支援課 |
| 子育て支援情報の充実 | 市広報、ホームページや子育て支援センターだより等を利用して、子育て支援情報を提供します。 | 幼児支援課 |
| 放課後児童クラブ（学童保育）の充実 | 地域に根ざした、放課後児童クラブ（学童保育）の運営の充実を図ります。 | 教育総務課 幼児支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の充実 | 育児の相互支援等を行うファミリー・サポート・センター事業がより利用しやすいものになるよう、充実を図ります。 | 幼児支援課 |

3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向

●職場における男女共同参画推進のための環境整備

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|---------|
| 女性活躍推進法の周知 | 女性活躍推進法を周知し、女性の職業生活における活躍の推進と、豊かで活力ある社会の実現を図ります。 | 総合政策課 |
| 企業等への各種ハラスメント防止に関する情報提供・啓発の実施 | セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のない働きやすい職場環境の整備についての啓発に努めます。 | 総合政策課 |
| 相談窓口の情報提供と充実 | 労働に関する相談窓口の情報提供と関係機関との連携による相談の充実を図ります。 | 商工農政観光課 |

●男女の多様な働き方の支援

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|------------------|
| 企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しの推進 | 企業等に対し、仕事と家庭生活が両立しやすいよう、就業形態や職場慣行の見直しについて啓発します。また、多様な働き方に関する情報提供やフレックスタイム制度、短時間勤務制度等の利用を奨励します。 | 総合政策課 商工農政観光課 |
| 再就職希望者への支援の充実 | 情報提供や相談体制の整備を通じて、育児や介護等のために退職した女性の再就職等へのチャレンジを支援します。また、企業等に対して、再雇用制度や職場復帰プログラム等の整備を働きかけます。 | 商工農政観光課 幼児支援課 |

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| 女性の就業能力開発講座の充実・情報提供 | 就業に役立つ講座、キャリアアップのための実務講座を開催または情報提供することで、働くことを希望する女性を支援します。 | 総合政策課 |

基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり

| 成果指標 | 現状値 (H30 年度) | 目標値 |
|---|-----------------|-------|
| 9 【市民意識調査】「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている」の割合 | 20.4% | 45.0% |
| 10 女性消防団員の人数 | 14 人 | 15 人 |
| 11 若年層健康診査「good ライフ健診」受診率 | 5.5% | 10.0% |
| 12 妊産婦教室への男性参加割合 | 35.8% | 40.0% |
| 13 第2層地域支え合い推進会議への女性参加割合 | 20% | 30% |
| 14 就労支援員の支援により雇用に至った者の人数 | 18 人 | 25 人 |
| 15 各種イベントの際の DV に関する広報啓発活動の回数 | 2 回 | 2 回 |
| 16 DV の相談を受けた中で、安全確保や自立につながった割合 | 60.0% | 80.0% |
| 17 DV 被害者が関係機関等に相談した割合 | 7.7% | 40.0% |

男女共同参画社会は、性別のみならず、年齢、国籍、障がい等の違いや有無にかかわらず、その人がもてる力を最大限に發揮し、お互いに支えあって、安心して暮らせる社会であるべきです。男女共同参画社会を実現するためには、男女が生涯にわたって心身ともに健康を維持することができ、家庭生活・地域生活の活動に個性と能力をあらゆる分野に發揮できる環境づくりが必要です。

なかでも、家庭・地域における環境づくりは非常に重要であり、男女共同参画の原点です。男女ともに家庭・地域における相互の参画が不十分な状況を認識し、社会がこれを支援していくかなくてはなりません。

近年では、東日本大震災といった大災害を契機に、防災・災害復興対策に「男女共同参画」の視点を盛り込む動きが進んでいます。避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮や、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画を促進する必要があります。

また、夫と妻、親と子の家庭内暴力が社会問題となっています。家族間の繋がり、地域コミュニティの希薄化が殺伐とした社会を生み出しており、男女共同参画を通じて一人の人間としての生き方を尊重されるよう、弱者への暴力・虐待を予防し、それを容認しない社会づくりへの啓発を若年層にも広げ、普及していくことが必要です。

1. 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進

施策の方向

●家庭生活と地域生活における男女共同参画意識啓発の推進と支援

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|------------------|
| 家庭・地域における男女共同参画意識浸透のための啓発活動推進 | 市の広報、ホームページ等での情報提供等、あらゆる機会を利用して、男女がともに家庭及び地域に参画する意識の浸透を図ります。 | 総合政策課 市民協働安全課 |
| 男性の家庭生活等への参画の促進 | 育児や介護の負担が女性に偏らないようするため、男性に向けた育児や介護に関する講座等を実施し、男性の家庭生活等への参加意識の醸成を促します。 | 総合政策課 健康推進課 |
| 地域活動における女性の参画 | 地域への関心を高め、地域での様々な活動の方針決定の場への女性の参画を働きかけます。 | 市民協働安全課 |

●防災・災害復興分野への女性の参画の拡大

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|------------------------|--|---------|
| 男女双方に配慮した地域防災（復興）の推進 | 防災等の政策・方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成をします。地域防災（復興）対策には、男女のニーズの違いを把握して進める必要があり、地域防災計画を、男女共同参画の視点で見直します。 | 市民協働安全課 |
| 男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上 | 地域コミュニティにおける男女の参画や災害・防災に関する知識の習得を進め、定期防災訓練の参加を図ります。防災に対する意識を向上し消防団における女性の活躍を促進します。 | 市民協働安全課 |
| 地域活動における女性消防団員の確保・配置促進 | 地域活動における女性消防団員を育成し、防災の要として配置を促進して積極的に参加できるよう支援します。 | 市民協働安全課 |

2. 生涯を通じた男女の健康支援

施策の方向

●生涯を通じた健康づくりの土台を築く

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|----------------------|--|----------------|
| ライフステージに応じた健康の保持及び推進 | 生涯を通じ、健康や健康維持等を推進するため、健康診査、検診の受診促進や健康教育等を推進します。 | 医療保険課 健康推進課 |
| 食育の推進 | 健全な食生活を実現する能力を養成するための食育を推進します。 | 健康推進課 |
| 健康相談の充実 | 心の悩みや体の悩み、更年期に関する悩み等について窓口相談、電話相談等健康相談窓口を充実させます。 | 健康推進課 |

●安心して楽しく出産や子育てを行うための情報と場の提供

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| 母子保健施策の充実 | 母性は次世代を産み育てるという重要な社会機能であるという認識を深めるよう、若い世代からの意識啓発を推進します。母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの一貫した健康診査、保健指導、相談等のサービスを充実させます。 | 健康推進課 |
| 子育て世代包括支援センターの充実 | 妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所として設置します。助産師・保健師による助言や情報提供、「子育てプラン」の作成の支援を行います。 | 健康推進課 |

3. 困難な状況におかれている男女への支援

施策の方向

●高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|------------------|
| 介護サービスの充実 | 高齢者等が自宅や施設において安心して生活していく上で、介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることがなく、社会全体で支えていくために介護サービスの充実を図ります。 | 地域福祉高齢課 |
| 在宅福祉サービスの充実 | 高齢者や障がい者の生活の質を向上させ、介護をする人の支援体制を整備します。 | 地域福祉高齢課 |
| 高齢者、障がい者に対する情報提供及び、相談体制の充実 | 高齢者、障がい者の自立した生活を可能にする多様なサービスの情報提供や相談を実施します。 | 福祉生活課 地域福祉高齢課 |
| 外国人に対する情報提供及び、相談体制の充実 | 外国籍の人が日常生活で困ることがないよう、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語支援等の充実を図ります。 | 市民協働安全課 |
| 高齢者、障がい者の社会参加活動の促進 | 高齢者等が社会との関わりを持ち続けることができるよう、社会参画に関する広報による啓発・情報提供を行います。また、社会福祉協議会との連携によりボランティアの育成や活動機会の拡充に努めます。 | 福祉生活課 地域福祉高齢課 |
| 高齢者健康講座の充実 | 介護予防を含めた健康づくりを支援するための講座を開催します。 | 地域福祉高齢課 健康推進課 |
| 老人クラブ活動への支援の充実 | 高齢者の自主組織である老人クラブの活動への支援を行ないます。さらに、女性の役員登用等、男女共同参画の視点に立った運営を促進します。 | 地域福祉高齢課 |
| 障がい者の就労の促進 | 障がい者がその能力を十分發揮できるよう、就労の場の拡大と就労支援の充実や障がい者の就労促進に取り組む家族や中間支援団体等に対する支援に努めます。 | 福祉生活課 |

●生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|-------|
| 生活困窮者やひとり親家庭等の生活及び自立支援の充実 | 生活困窮者へのきめ細やかな相談体制を整備し、必要な情報を的確に提供します。 また、就労支援等を通して、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。また、 | 福祉生活課 |

4. あらゆる暴力の根絶にむけた支援【瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】

施策の方向

●DVを予防するための対策の充実

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|----------------|--|----------------|
| 広報啓発活動による普及 | 人権尊重の意識を高めるため、市の広報・ホームページ等の各種メディアを活用して、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。 | 福祉生活課 |
| 学校教育における暴力防止教育 | 学校教育を通じて若年層に向けた暴力予防教育を推進します。 | 学校教育課 生涯学習課 |

●DV被害者の安全確保と自立支援

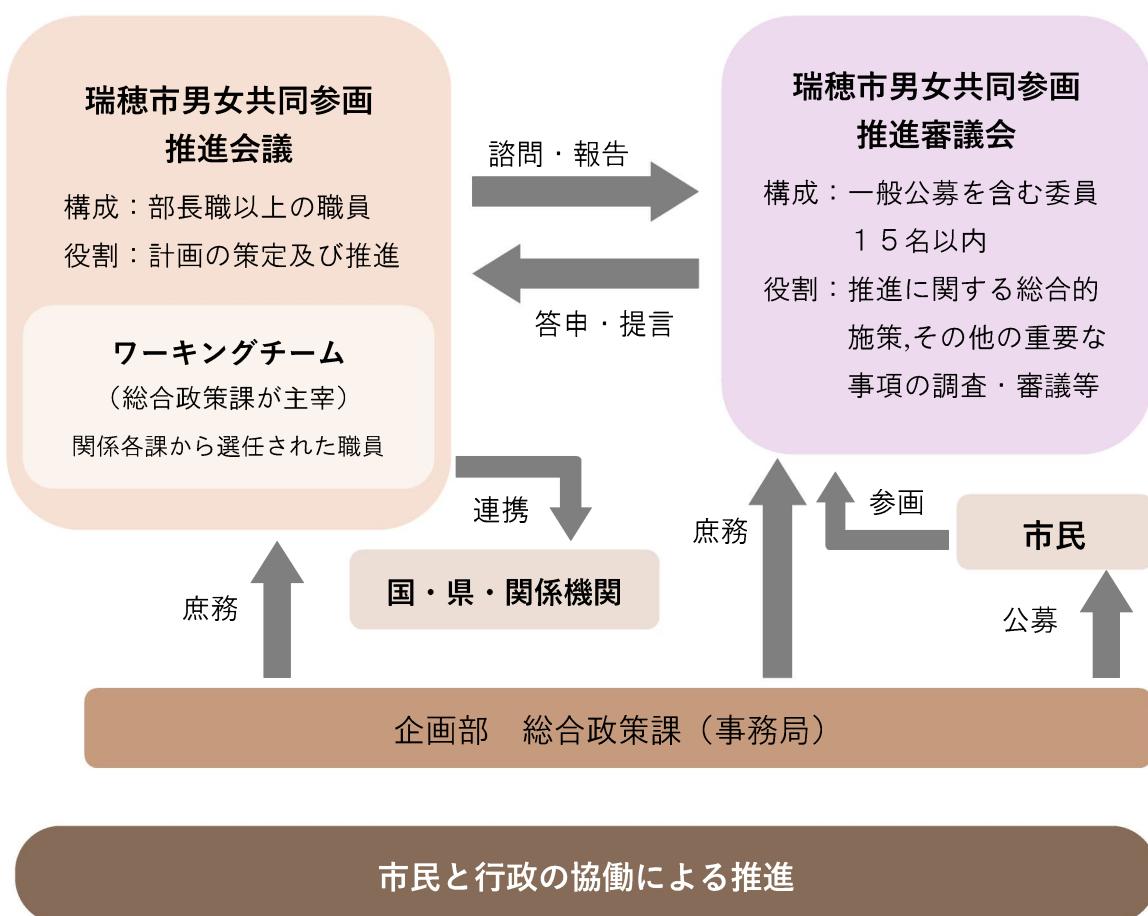
| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|----------------|
| 被害者の安全確保 | 迅速な対応が必要な場合は、各関係機関と連携し、一時保護するなど安全確保を図ります。 | 福祉生活課 |
| 被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意 | DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子について、関係各課及び職員間の情報共有を図り、情報漏洩等のないよう努めます。 | 福祉生活課 |
| 様々な配慮を必要とする被害者への対応 | 被害者の精神状態等の安定や2次被害の防止を図るために、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を行います。 | 福祉生活課 |
| 関係者による通報の周知 | 被害者を発見したときにためらいなく市や警察に通報ができるよう、DV防止法に基づく通報について周知に努めます。 | 福祉生活課 |
| 検診等を通じての発見と対応 | 子どもの健診等を通して早期発見に努め、子育て支援センター等関係機関による早期対応の体制を強化します。 | 福祉生活課 健康推進課 |

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------------------------|
| 子どもの安全確保とケア | DVがある家庭の子どもの安全確保を図り、学校や保育所等において、日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう慎重に対応します。 | 福祉生活課 学校教育課 幼児支援課 |
| 被害者の自立支援 | 保護を求める被害者の安全確保及び日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し関連機関と連携して自立を支援します。また、被害者の回復の一助として自助グループ等に関する情報を提供し、心理的な安定と回復を支援します。 | 福祉生活課 |

●相談業務の充実と関係機関との連携

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|----------------|---|----------------|
| DV等に関する相談事業の充実 | 市の広報・ホームページ等による啓発に努め、セクシュアル・ハラスメントやDVの専門相談機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。 | 福祉生活課 健康推進課 |
| 手続きの一元化についての検討 | 被害者の負担の軽減と、手続きの円滑化を図るため、手続きを一元化について検討します。 | 福祉生活課 |
| 府外関係機関との連携強化 | 医療機関、警察等関連機関との連携体制の整備を促進します。 | 福祉生活課 |
| 府内連携の強化 | 府内において、DVに対し迅速・的確に連携ができるよう情報交換や研修を実施し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当等、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報の管理と意識の徹底を図ります。 | 福祉生活課 |
| 関係者からの二次被害の防止 | DVの特性等を十分に理解し、被害者にさらなる被害（二次的被害）が生じることのないよう、被害者の状況に十分に配慮した慎重な対応を行います。 | 福祉生活課 |

1. 推進組織体制



2. 市民と行政の協働による推進

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成できるものではなく市民と協働して進めていくものです。基本計画の推進は、より効果的に実効性のあるものにするために、市民一人ひとりの協力は無論のこと、市民団体、非営利団体（NPO）、関係団体と連携を密にして、あらゆる分野に男女共同参画の視点で諸施策に反映させていきます。

| 具体的施策 | 実施内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 市民団体・グループ等との連携・支援 | 男女共同参画を推進する団体、NPOを支援し、連携協力を深めながら啓発活動をはじめとして男女共同参画の取り組みを協働して実施します。 | 総合政策課 |
| 公募委員制の導入 | 広く市民等の意見を反映させるため、委員の公募制度の積極的な導入を図ります。 | 全課 |
| パブリックコメントの実施 | 計画の見直し等の重要な施策について、パブリックコメントの実施により多くの市民の意見を反映させます。 | 全課 |
| 市民意識調査の実施 | 男女共同参画に対する市民の意識を適宜調査し、市民に対する意識の浸透度や施策効果の検証を行います。 | 総合政策課 |